

# 認定こども園等の2号・3号の 利用調整について

平成27年10月28日

## 1. 新制度での利用調整の目的

・2号・3号認定(保育の必要性の認定)を受けた子どもが、特定教育・保育施設(確認を受けた認定こども園・幼稚園・保育所)及び特定地域型保育事業(確認を受けた小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育)を利用するにあたって、下記の2点が求められている。

- ①運営基準に基づき、利用定員を上回る場合、保育の必要度の高い順に受け入れることを求める。
- ②児童福祉法に基づき、市町村がすべての特定教育・保育施設等の利用調整を行う  
(特定教育・保育施設等には協力義務等が発生)

・以上のことにより、保育所のほか、保護者と直接契約を行う施設(認定こども園)及び事業(地域型保育事業)のいずれを利用する場合でも、保護者の希望先を聴取し、利用調整を行うことになる。

⇒直接契約を行う施設及び事業についての市町村の関与・調整について、次ページの2つのパターンから決定する。

## 2. 利用調整のパターン

### パターン1

**すべての施設・事業類型を通じて利用調整を行う方法**（従来から想定されている標準的な調整方法）

（例）Aさん：「保育所を第1希望、認定こども園を第2希望」 保育の必要度がBさんより高い（指数10）

Bさん：「認定こども園を第1希望、保育所を第2希望」 保育の必要度がAさんより低い（指数5）

⇒Aさん（指数10）が優先的に選考される。

（施設・事業類型希望を問わず、“保育の必要度”に応じて決定）

### パターン2

**直接契約である認定こども園及び地域型保育事業で、まずは、それぞれの第1希望の保護者の中から利用調整を行い、その中で保育の必要度の高い順に決定する方法**

（例）Aさん：「保育所を第1希望、認定こども園を第2希望」 保育の必要度がBさんより高い（指数10）

Bさん：「認定こども園を第1希望、保育所を第2希望」 保育の必要度がAさんより低い（指数5）

⇒認定こども園の場合には、Aさん（指数10）よりBさん（指数5）が優先的に選考される。

（“施設・事業類型希望”を優先し、その後保育の必要度に応じて決定）

※保育の必要度の指数は、分かりやすくするための一例（実際の利用調整の数値とは異なる）

※パターン1を標準として、パターン2を行う場合は、諸条件を満たす必要がある。

（諸条件については、次ページ参照）

## 認定こども園等の2号・3号の利用調整について

### ◇パターン2の方法による調整ができる実施要件

「(1)利用状況に余裕のある市町村」または「(2)待機児童が0人又はそれに近い状況である市町村」

#### (1)利用状況に余裕のある市町村

＜過去3年間、以下の2つの要件を満たす市町村＞

- ①4月1日時点での待機児童が0人であること
- ②保育所等の利用定員数が利用児童数を上回っていること

#### (2)待機児童が0人又はそれに近い状況である市町村 以下の①または②どちらかを満たす市町村

##### ①過去3年間、以下の要件をすべて満たす市町村

- ・過去3年間、4月1日時点の待機児童が0人であること
- ・パターン2による利用調整の対象となる認定こども園等の利用定員が、地方単独事業による認可外保育施設(本市での認証保育所)の定員を上回っていること

##### ②以下の要件をすべて満たし、A～Cの対応策を行うことができる市町村

- ・待機児童が50人未満(特定市町村に該当しない場合)であり、かつ、翌年4月時点で待機児童0人を達成又は維持できる見込みがある市町村
- ・パターン2による利用調整の対象となる認定こども園等の利用定員が、地方単独事業による認可外保育施設の定員を上回っていること

～対応策～

- A. 地方版子ども・子育て会議での調整方法(パターン2)を提示、了解を得ること
- B. 利用者支援事業を活用し、保護者の幅広い選択をサポートすること(情報格差を生じさせない)
- C. 認定こども園(保育認定部分)、地域型保育事業の利用調整の結果、選考から漏れた場合、保護者に通知した上で、選考に漏れた保護者を保育所(第2希望以下の施設)の利用調整で救済できるようにすること

## 3. 平成28年度の利用調整方法

～（参考）平成27年度～

従前、直接契約の施設及び事業について、各施設及び事業者によるパターン2で入所の調整を行っていたことから、利用者の混乱を避けるためにも、パターン2の要件((2)②の要件)を満たすため、平成27年2月2日の松山市子ども・子育て会議 教育・保育部会にて、平成27年度は「パターン2」で実施することを承認。

<平成28年度>

～本市の状況～

平成27年4月1日現在の待機児童数が95人であったことから、

(1) 利用状況に余裕のある市町村 ⇒ 要件を満たさない

(2) 待機児童が0人又はそれに近い状況である市町村 ⇒ 要件を満たさない



<対応方針(案)>

「パターン2」での実施要件を満たさないため、平成28年度は「パターン1」とする。

※平成28年度の待機児童が50人未満の場合は、平成29年度からの利用調整について、改めて当部会で検討する。(平成28年度も待機児童が50人未満でない場合は、パターン1を継続)